

札幌市基金条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項に次の1号を加える。

(21) オリンピック・パラリンピック基金（以下「オリパラ基金」という。）
冬季オリンピック・パラリンピックの招致及び開催のための事業に資
する。

(2) 第8条第1項中「及び敬老乗車証基金」を「、敬老乗車証基金及びオリパ
ラ基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

冬季オリンピック・パラリンピックの招致及び開催に必要な資金を積み立て
ることを目的として、新たにオリンピック・パラリンピック基金を設置するた
め、本案を提出する。